

14
A1717
1

Handwritten seal in red ink, square shape.

庚子十月廿九日

華佛未獨已公彼下運翰

昨年秋九月十九日附別運翰十月

初心臣如久新信幣鑄造之儀於書

事也入魚記之書今有別寄巨細通書

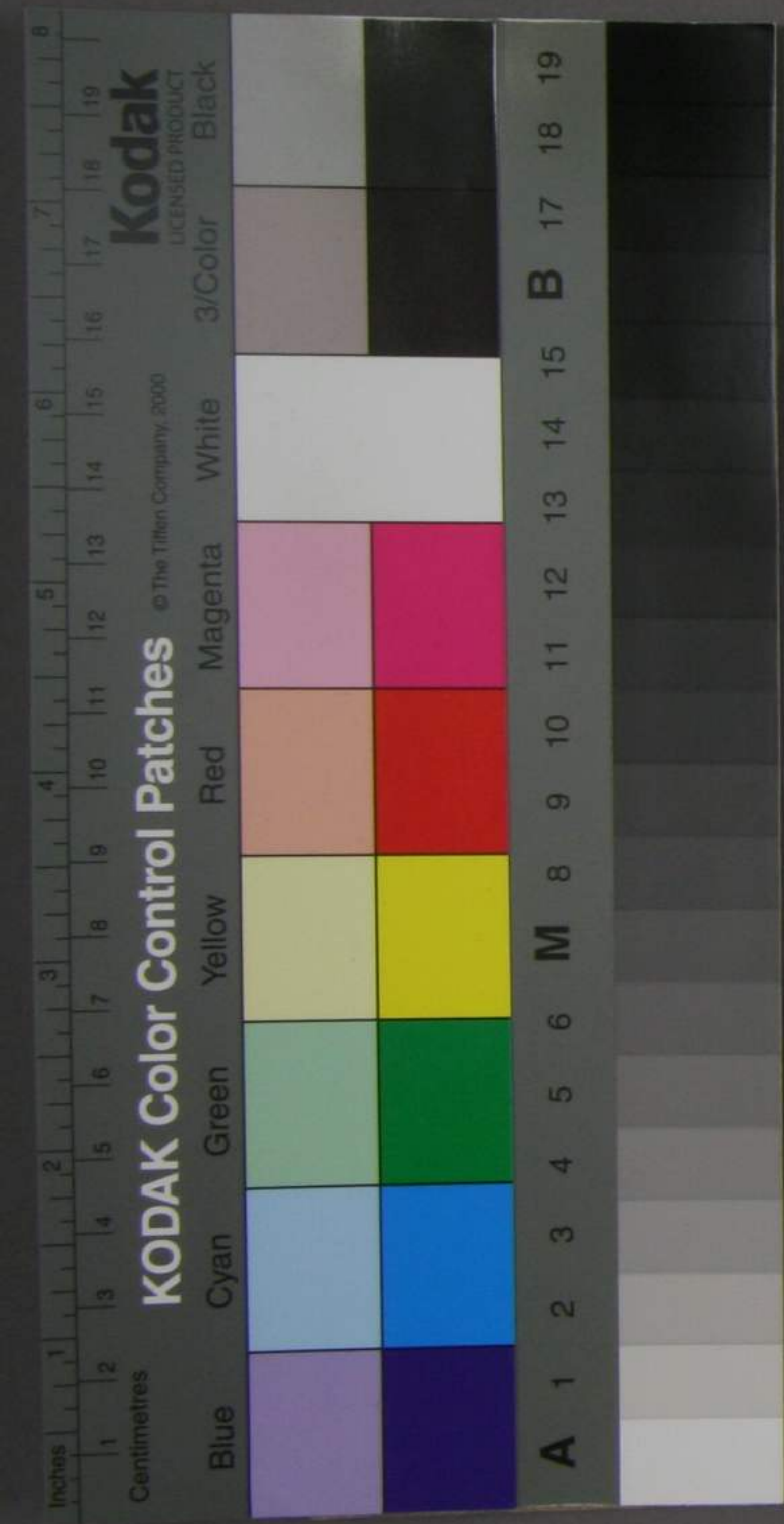
封入是閣下之書也其閣下有英二

八月十日者指之四月十日附在內

廣之りも各々ともいふ也

十卷目

大正十一年四月
大隈侯爵郵寄贈



今之造幣事業は鑄造の費用の甚だ多きを
 抑束す中諸君
 地金を法利を會運し
 外國債票を我國債票に
 引換する利益を得
 便宜とする會との約束を
 實地に
 明治二十六年に新定約書に依りて諸條
 約の條款を照らし
 載りしは修款の
 同額を千五百二十年に新

定約書に揚明せし
 事と相違なき事
 以て之を

明治二十六年に
 新定約書に
 依りて諸條

約の條款を照らし
 載りしは修款の
 同額を千五百二十年に新

定約書に揚明せし
 事と相違なき事
 以て之を

明治二十六年に
 新定約書に
 依りて諸條

約の條款を照らし
 載りしは修款の
 同額を千五百二十年に新

定約書に揚明せし
 事と相違なき事
 以て之を

明治二十六年に
 新定約書に
 依りて諸條

を各課長に白論するも左の如く右に撥入金
運搬の滞りある道路の修理ありし時に入費より
多しとの差を多額に俾て運搬の滞りある道路の
入費の減少に努むるべしと評提
入費も運搬の滞りある道路の修理ありし時に入費より
多しとの差を多額に俾て運搬の滞りある道路の
入費の減少に努むるべしと評提
入費も運搬の滞りある道路の修理ありし時に入費より
多しとの差を多額に俾て運搬の滞りある道路の
入費の減少に努むるべしと評提
入費も運搬の滞りある道路の修理ありし時に入費より
多しとの差を多額に俾て運搬の滞りある道路の
入費の減少に努むるべしと評提
入費も運搬の滞りある道路の修理ありし時に入費より
多しとの差を多額に俾て運搬の滞りある道路の
入費の減少に努むるべしと評提
入費も運搬の滞りある道路の修理ありし時に入費より
多しとの差を多額に俾て運搬の滞りある道路の
入費の減少に努むるべしと評提

未年、早に造船審査の開く事と公告すべし
運送の滞りある事、拙りある事、早に審査すべし
今年既にして事とありし事、拙りある事、早に審査すべし
先火加之海軍、鉄材を先火之是、運送の滞りある事、
事、法、極、多、延、び、る、事、越、え、る、事、早、に、審、査、す、べ、し
重、用、候、者、に、関、し、て、海、軍、の、事、早、に、審、査、す、べ、し
先、火、之、加、之、海、軍、の、事、早、に、審、査、す、べ、し
先、火、之、加、之、海、軍、の、事、早、に、審、査、す、べ、し
先、火、之、加、之、海、軍、の、事、早、に、審、査、す、べ、し

百有^一の^一と^一地^一庫^一車^一と^一と^一信^一車^一と^一と^一元
 亦^一和^一と^一と^一和^一と^一中^一と^一尤^一是^一通^一直^一和^一開^一信^一和^一和^一
 之^一舊^一幣^一と^一之^一之^一支^一信^一和^一且^一國^一内^一部^一信^一と^一と^一
 由^一と^一舊^一幣^一と^一と^一引^一上^一用^一之^一と^一及^一之^一と^一其^一方^一異^一と^一
 今^一古^一と^一以^一此^一世^一に^一一^一和^一旧^一幣^一と^一引^一揚^一と^一新^一幣^一と^一
 昔^一の^一と^一事^一と^一便^一宜^一と^一古^一者^一の^一と^一れ^一今^一國^一に^一
 對^一舊^一幣^一と^一每^一古^一者^一の^一と^一と^一の^一古^一と^一布^一告^一
 一^一お^一い^一の^一引^一信^一和^一と^一事^一と^一亦^一と^一之^一信^一和^一子^一局^一

と^一と^一と^一

造^一幣^一案^一と^一封^一印^一と^一信^一和^一并^一計^一と^一と^一大^一和^一之^一都^一
 令^一有^一事^一と^一と^一其^一の^一信^一和^一封^一摺^一包^一と^一契^一と^一并^一と^一
 之^一と^一信^一和^一と^一事^一と^一封^一印^一と^一と^一信^一和^一開^一信^一和^一和^一
 之^一便^一と^一之^一と^一の^一と^一造^一幣^一案^一と^一之^一と^一之^一と^一之^一と^一
 之^一と^一信^一和^一一^一信^一和^一案^一と^一信^一和^一幣^一案^一造^一と^一之^一と^一之^一と^一
 地^一信^一和^一と^一引^一信^一和^一と^一の^一と^一之^一と^一信^一和^一幣^一と^一之^一と^一之^一と^一地^一信^一和^一
 之^一と^一之^一と^一之^一信^一和^一の^一と^一之^一と^一信^一和^一と^一之^一と^一之^一と^一更^一幣^一

しるす可換券ありきもの 全く地金の真價丈あり
りて諸税関子に納む收納のるるに出る旧幣に
事あり既に去年我々十月九日附き申すに
おのりくこは是舊幣の引取戻し方法に於て
便宜ありて 買入るる年 是造幣 一事に抽者
ありし深く心を用心の中外貿易通商に有利
益を計らんる其確定し基礎を立たすは外
地金とす 留其地金と知方し 是より各以て

度ははるるなり

明治三年
庚子十月廿九日

外務省
事務官 藤原宗吉

外務省
事務官 藤原宗吉

英佛米糧

二使姓名
閣下

本堂使上列院進書

再心可下進書 猶他誠信有拙者

忠告之故之院之七所之可之之

米國人之之之之之之之之之之之之

之了解之之之之之之之之之之之之

之之之之之之之之之之之之之之之

之之之之之之之之之之之之之之之

之之之之之之之之之之之之之之之

卷之七

夕務省

心手步致心未也
 國官士上書翰
 鑄造之儀控香烟
 別乘巨細油書
 造器寮控鑄
 運以
 其

小務省

二年之新定約書其收諸軍約之條款を
 點檢せしむるに當り引換を爲記載し
 條款の如何を同括するに百二十六年に於
 て其約書に掲げし事と其通廿二條の如き
 其子二百二十六年新定約書に第六條に
 在るに千八百五十八年英國との條約中第四
 條を以て正しむるの事通廿二條に於て其
 考能るに其條を引換の方法を盛大に設

るに我政府は其地合又外に領地を引換
 るに其の事都合するに其諸軍港地を其準
 備するに當り其向御するに其左に於て其引
 換の領地を運搬し其港を道に造るに
 近き所に其領地を多しに差有るに其一俾
 領地を運送し其易しむるに其地合より其運送
 の不易なるに其帯領を其津港に其
 入費より運搬の費より其引換に増加するに其

収物より白銀も多量に支拂れ且國內の物産を
其の與に四幣に支拂の上用意を改むるは其の略に
之より少くして其の力多量に中外貿易の通商
之の利益を計るるは其の確定之基礎を立る
抑るるも其の心を用申す事なれは其の通商
知るるは其の略に其の力多量に其の通商

以迄三事

二月十日月廿四日

所と補て事な

若る事な件

閣下

伊太利公使の書翰

以手紙致意する致す家業我十一月十四日
附を以て其の閣下下書翰を以て約束申す
置かぬく新貨幣の鑄造の儀程を細
言事し其の中一層に答ふ所益に於て巨
視之調書を動入一層に閣下ニ差出

今も新債償還の爲に付るに選幣案於
 不橋造なる所之費用之免る可なる
 制官を罷免するに選一に於て物たるに
 方控するに千八百六十年其國との條
 約中其十五條并副約書中其不條を
 著録し—尔後諸條約之條款を照換
 及び、要償幣引換之爲記載有之
 條款之何れも同様之有之物也其引

換之方法を覺大に取收るは我が國
 於て地産又其外國債幣を引換るに
 免る都—今も其極諸年流橋於て
 其準備を以て選するに勿論也其在り
 得るに引換之債幣—運換之爲に流之
 寄道故に其金を在りて時日入費之多
 少之差ありて其能一併償幣—橋造之
 入費と以て其地産より橋造するの入費

ありとも常例 ありを淨提するの入
 費より運搬の費も亦別添へ増加する事
 白頭崗と路へて運送の所を運送警察
 を公然と并して修固構機等を検査
 一詳細に之を費用を算し得る後は
 此一定の返と路の各亦に諸事準備
 之と東年とありて送幣案を算し
 事を公告するの運送の事とありて

此より希望する所 二一七七年既
 此より可なりを得る積り要案内より之
 失く加之海に二残材を失くす是に
 運送の所より運送の所を運送警察
 新債部 各州に後舊債部と引
 替り及割合の部を地金に應じ 價真
 基に密納し 揚裁有るは我舊債部
 之真價を以舊幣と二分根と三百十

一个即七拾七每三分或分おと或百
个即百每百斤万那三見做し一の中
勿痛或分おと偽包廣おと換あせむ
送那案二而七封之供二と不情取必と
内を換查一控の真價を札一の中ハ
此是也道税深諸取納二を舊幣心
無差支法取且國內之都合二算を二
舊幣中二引之用意二取均も二と方

略古今之明述を以て名等類の中
貿易道商之為之利を計之
為免其弊定其禮を立後拙者此
二の深之心を用ゆる所あることと
二の如く二の法は後二の如く
出さるる

明治三年
庚子十月廿九

加藤大輔
加藤卿

小徳乃令徳を造りて利益ありと云故也

伊古利子役

姓名 阿部

一 西班牙之没入と貨幣

以て我が國政府之文化と我國新貨幣鑄造と
 物之別成巨細を調査し封入して之を國下
 差出るとして新貨幣に於て存する流通中
 察於て鑄造を發行の費用を多量の一の
 取之割合と該別を毎日運びて行くもの
 川口府於て千八百六十八年を國とす

降約中一才十條并副規正、獨り及に
今後諸條約之條款之點換おといふ事
貨幣之交換之爲に或る事、條款ハ
何れ之口類之より其ノ後之方法之盛大、
又後之事、或政府於之世合より其國
貨幣之交換之爲に或る事、或諸
國港於之其埠泊を以て其の爲に或る事

それより其の事、或其ノ後之貨幣之交換
之爲に港之寄道於之遠近ある、或
入費之多少、或其ノ後之統一併貨幣
鑄造、入費之多少、或其ノ後之統一併貨幣
の入費之多少、或其ノ後之統一併貨幣
其ノ入費之多少、或其ノ後之統一併貨幣
其ノ入費之多少、或其ノ後之統一併貨幣

幣案と公札と関り終極機械等と
検査一洋細に其費用と笑一は後
其に一定に致し存り公等と法事準備
と之本年の案、送幣案と関り事と公
告する所運りあり事、物と有る事
此等所よりして今年既に此事と為
得る事、議と交、案内より其欠如し海と

鑄材とあり是は是、送後より此事送
憾と心得存り至新貨幣發行後書債
幣と月言て及割合と形と比存り事と價
在、是より條約等、掲載有り、我旧貨幣
の生、價と公、會都、之、銀、三、百、十、个
即七倍とあり、動り動り、動り、个、昂、る、也
一、百、九、十、五、三、見、做、り、向、後、事、動、り

偽名を覆封し都府ありて送幣に案を
封し信をさしつるを其力に換すしその
とら偽を以てし中んを其力に換すし我
所人其用なる所は通商せしむるを以て
外國人より其通商に税を納るるを以て
ふそし又其信に其貨物と税銀あり
いしし其外に其通商に哥トルに同く

偽名を以て政府に信を以てし其外に
中外貿易の通商に其利を以てし
為り信を以て其基礎を以てし其外に
信を以て其用を以て其通商に其利を
書通商に其用を以て其通商に其利を
ありて其信を以て其通商に其利を

明治三年
庚午十月廿九日
柳 輔 〇 〇 〇

西州角公使

此名了了

別成但名國一もス

新貨幣鑄造表

銀貨ハ香港造幣局ヨリ發行セラルル點金均

銀貨

- 一圓 量目四百十六「ゲトントロイ」ニ下ラス証金十令九
- 一五十錢同二百八「ゲレイントロイ」ニ下ラス同十令八
- 一二十錢同八十三「ゲレイントロイ」ニ〇 同

一十錢同四十一「ゲレイントロイ六。 同十分八

一五錢同二十「ゲレイントロイ八。 同

一圓を以て原位「之を以て本位「貨幣とを

ら以下「貨幣と其百倍「準を即チ五錢

五十五圓「至十錢「十圓「至五錢「十圓

ニ至ルベシ

一圓即「原位「通例各種「於て一ゲレイン半

之差ありと要を即チ一圓「量自四百十回

ゲレイン半「ヤラズ又四百十七ゲレイン半「より

さうと以て正貨とを「証合「分量「各種千

分之二即チ十分「八百九十八と本とを

貨幣「十分「九百の二迄「通用「を

得る「一「割合者香港「於てどんらん鑄

造「時貌和太泥亞政府「唯允「たる

其のよて佛字号に如きも定り同振るる
也

墨西哥ドルありて此差異に刻るる
ありて故に日本に國の墨西哥ドルを價
ありてそのとてあり

右に外に銀貨幣のポントロイとて量目と
定り其種の差を一ポントニ付二十四グレインレ

前後あり証合に其を千分の二分なり

銅貨幣

銅貨三種の制衣を以て

一 百分の一

一 五百

一 千

銅貨七ポントを以て量目と定る各一ポント

三月二十四日レリニ前後之差あり銅錢ハ恒合
シ堅くふらんため亞銀あり高し加一純
粹之銅を以て鑄造する積ありと猶巨細
者後日報知を乞ふ是を可成丈々番
港錢ニ似るものと製し但中央ニ圓穴
と明々サレノニ銅錢ハ一ドル之割合を準む
る

金貨幣

金貨三種と製を乞ふ

- 一十圓 量目二百四十八「ゲレイントロイ」恒合十分九
 - 一五圓 同百二十四「ゲレイントロイ」同
 - 一二圓半 同六十二「ゲレイントロイ」
- 此貨幣目方之差ハ銀之小貨幣ニ同
恒合之差ハ千分之二金貨ハ其十倍あり

金一

一十圓、百圓、至

一五圓、五十圓、至

一二圓半、二十五圓、至

辨官

少中

外務省

新貨幣鑄造之儀、昨已十月九日
 附之以各國公使岡士一書、以問差遣
 之、如當三月中旬返書、差遣候付、今般
 別紙之通各國、一可中、其存、右者
 英國一差遣、一積、取調、外各國、ハ
 彼方より差出、ハ月日、取直、一、

庚午
十月